

令和 4 年
第 8 回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和 4 年 8 月 29 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 17 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	4 番	桑代 純一	5 番	松永 克生	
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 2 人） 3 番 福元 三徳 11 番 今市 範男

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 44 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 45 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 46 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 48 号 非農地証明願いについて
- 日程第 10 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行

農地係 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。福元委員、今市委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 8 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 67 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般の報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第

19 条第 2 項の規定により，18 番 雪丸 委員，19 番 大隣 委員を指名し，会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日 8 月 29 日の 1 日間としたいと思いますが，御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして，日程第 3 議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農政係長 説明いたします。先ず，3 ㊦でございます。
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知事案が 3 件ございました。
貸人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん，借人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
耕作者変更によるもの 1 件，規模縮小によるもの 1 件，所有権移転によるもの 1 件です。地目の内訳は，畑 3 筆 3,933 m²で，全て潁娃地域です。
続きまして 5 ㊦～9 ㊦でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 28 件ございました。
貸人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん，借人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
貸人主導によるもの 2 件，借人主導によるもの 26 件のうち，農地中間管理事業への載せ替えが 13 件となっております。地目の内訳は，田 23 筆 13,558 m²，畑 24 筆 32,098 m²の合計 47 筆 45,656 m²で，潁娃地域 10 件，知覧地域 4 件，川辺地域 14 件です。
なお，各㊦一番右端備考欄に記載があります筆が，後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について，質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は11 頁からになります。今回は、新規認定3 件、再認定10 件であります。

一覧表は12 頁、新規認定個別表は、13 頁になります。

まず、整理番号1、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 338 a の経営を行っていますが、今後は、茶を 400 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、青果用甘藷 400 a、加工用大根 120 a、人参 50 a の経営を行っていますが、今後は、それぞれの作目を規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号3、知覧町〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。現在、荒茶製造、ブロッコリー10 a の経営を行っていますが、今後は、ブロッコリーを 100 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

また、再認定10 件の個別表は、資料の14 頁からとなりますので、お目通しをお願い致します。以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第44 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。17 頁の審議番号1 番です。関連資料は18 頁から22 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 809 m²の内 500 m²で、〇

〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外の借家に居住する会社員であり、借家が手狭なため、申請地に一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は宅地に、東側は県道に、南側、西側は畑に接しています。

現状のままで利用するが、擁壁を設置してあるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長 補足説明いたします。

審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、合意にいたらず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。

なお、資金調達計画が整い次第、転用許可申請がなされる見込みです。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第44号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

- 議長 次に、日程第6 議案第45号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。
- 農政係長 説明いたします。24 号～25 号の3条所有権移転11件でございます。
譲渡人は、霧島市の〇〇〇〇さん、譲受人は、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん
外の申請です。
地目の内訳は、畑20筆 21,569㎡で、理由につきましては、規模拡大6
件、規模拡大に伴う受贈1件、受贈2件、相手方の要望1件、福祉サービ
ス事業での活用1件です。
10a 当たりの取引価格につきましては、畑が56千円から600千円で、10
a 当たりの取引価格の平均としましては、畑257千円でございます。
地域別では、頴娃地域5件、知覧地域4件、川辺地域2件です。
なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断に
つきましては、申請書及び提出されました26 号～32 号の調査書、誓約書及
び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められま
す。
以上で説明を終わります。
- 議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第45号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件
について申請どおり許可することに御異議ございませんか。
- 委員 「異議なし」の声あり
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第45号については、全案件について、申請どおり許可す
ることに決定いたします。
- 議長 次に、日程第7 議案第46号 農地法第5条許可申請に対する許可について
を議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告を
お願いします。松永委員お願いします。
- 松永委員 報告いたします。34 号の審議番号1番です。関連資料は35 号から37 号に

なります。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 353 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する福祉施設職員であり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は38頁から41頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇，譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 1,894 m²の内 402 m²及び1,894 m²の内 496 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で建築・不動産業を営む法人であり、住宅ニーズに応えるために、需要が見込まれる申請地を譲り受けて、特定建築条件付売買予定地として宅地2区画を造成しようとするものです。

申請地の北側、東側は畑に、南側は宅地に、西側は市道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号2番につきましては、特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けるための要件を確実に履行する旨の確約書及び土地購入者との間における一般的な売買契約書案、土地を販売することができないと判断

したときに自ら住宅を建設する資金を含む資金証明書が提出されております。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号2番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた2件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第46号 農地法第5条許可申請に対する許可については、所有権移転の2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第46号に係る案件については、所有権移転の2件について、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第47号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 説明いたします。44頁～45頁を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外4件です。

田 12 筆 5,198 m²、畑 7 筆 7,769 m²の合計 19 筆 12,967 m²で、理由

につきましては、規模拡大3件、受贈2件です。

10a 当たりの取引価格につきましては、畑が300千円から500千円で、10a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が400千円でございます。

地域別では、潁娃地域3件、知覧地域2件です。

続きまして、47号～58号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん外87件です。

設定面積は、田54筆 42,169㎡、畑68筆 123,162㎡の合計 122筆 165,331㎡で、潁娃地域11件、知覧地域24件、川辺地域53件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が21件、設定面積は、田20筆 14,119㎡、畑8筆 14,874㎡の合計28筆 28,993㎡で、潁娃地域2件、川辺地域19件となっております。

続きまして、60号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん外2件です。

設定面積は、田3筆 5,125㎡で、知覧地域2件、川辺地域1件となっております。

なお、3件ともに農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」です。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が43～44番、〇〇委員が55番、について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 所有権移転で田んぼの価格を教えてください

農政係長 無償です。

議長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり。

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 46 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(2人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 46 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(2人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第 46 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第48号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。62 分の審議番号1番です。関連資料は63 分から66 分になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで、申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番、畑 694 m²で、〇〇〇自治会北側に位置します。

昭和30年頃までは耕作していましたが、周囲も耕作者がいなくなり杉を植林したもので、その後50年以上にわたり生育し、管理が行き届かないまま山林の状態です。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状態であることから、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農政係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱基準第5条第2号イ)の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してから経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、周囲に耕作している農地はなく、又、周囲も林野化している状況からみて、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第48号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 48 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 10 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 4 年第 8 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 2 時 50 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 18 番 _____

会議録署名委員 19 番 _____